

## 別紙

### 令和8年度遊佐町地域おこし協力隊募集等支援業務委託 仕様書

#### 1. 目的

本委託業務は、総務省「地域おこし協力隊制度（以下「協力隊制度」という。）」の円滑な活用や運用を支援することで、地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）の受入体制の強化を図るとともに、協力隊の活動やネットワーク形成の支援を行うことで、本町の地方創生に寄与する協力隊の確保や定住率の向上を図ることを目的とする。

#### 2. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### 3. 委託業務の概要

受託者は、上記に掲げる目的のため、以下の業務を自由提案すること。

##### (1) 受け入れ体制見直し事業

現在、「報償型（謝礼）」で運用している協力隊の処遇を令和9年度より「任用型（会計年度任用職員）」へ円滑に移行するため、町の担当部局（総務課等）と連携し、以下の業務を行う。

##### ア 現状分析と課題の抽出

- ・ 現行の募集要項、活動実態の把握
- ・ 移行に伴う課題（活動時間の管理、手当の影響等）

##### イ 制度設計へのアドバイザー支援

- ・ 給与及び手当の設計：給料表の適用、期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当等の設定への助言
- ・ 勤務条件の設定：協力隊活動に応じた勤務時間、休暇制度の設定への助言
- ・ 福利厚生：社会保険、雇用保険、公務災害補償等の運用に関する助言

##### ウ 規定・マニュアル等の作成支援

- ・ 「地域おこし協力隊設置要綱」の改正案作成支援
- ・ 会計年度任用職員としての任用に関する内規・マニュアルの作成支援

##### エ 隊員への説明および合意形成支援

- ・ 現役隊員（移行対象者）に対する説明資料の作成支援
- ・ 個別面談や説明会における専門的見地からのアドバイス
- ・ 不利益変更にあたらないための調整アドバイス

##### オ 副業（営利企業従事）の基準設定

- ・ 任用型への移行に伴う副業許可基準の策定支援（起業・事業承継準備との

整合性確保)

## (2) 職員向け事業

協力隊員を受け入れている担当部局の職員が協力隊制度の要点、法的留意事項の専門的知識と隊員の活動に関する管理、面談等の技術を習得するための研修を実施する。

### ア 研修対象者

- ・ 協力隊制度担当部局の職員
- ・ 隊員を受け入れている現場部署（受け入れ課）の職員

### イ 研修内容

- ・ 協力隊の活動支援に必要な知識と技術の習得
- ・ 協力隊の起業及び定住支援に必要な知識と技術の習得

## (3) 活動支援人材向け事業

町が令和 8 年度に 1 人採用予定の協力隊の活動をサポートする活動支援人材（メンター）が、協力隊制度の要点、法的留意事項の専門的知識と、隊員の日々の活動のサポートに関する面談等の技術を習得するための研修を実施する。

### ア 研修内容

- ・ 協力隊の活動支援に必要な知識と技術の習得
- ・ 協力隊との面談に必要な知識と技術の習得

## 4. 実施計画書の作成

受託者は、契約締結後 20 日以内に、下記事項を記した実施計画書を作成し、委託者に提出すること。なお、変更が生じた場合は、随時、変更実施計画書を提出すること。

### (1) 業務工程

### (2) 業務内容及び方法

### (3) 実施、連絡体制

## 5. 実施体制・業務主任等

- (1) 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- (2) 受託者は、本委託業務における主たる責任者を定め、町担当者との緊密な連絡と十分な打合せを行うこと。

## 6. 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。

## 7. 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ） 様式任意

## 8. 委託業務実施に係る留意事項

- (1) 受託者は、本仕様書において定めがなく、契約に関して疑義が生じた場合は、事前に委託者に協議を行うこと。
- (2) 本委託業務により収集したデータ、写真、文書等及び製作される成果物の著作権は町に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行に当たり町と協議し適時連絡を取るとともに、調整を行うものとする。
- (4) 受託者は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ委託者の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。

## 9. やむを得ない事象による契約内容の変更について

やむを得ない事象の影響により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、委託者受託者協議のうえ、定めることとする